

（仮称）広域火葬場整備火葬炉設備設計支援業務委託
公募型プロポーザル実施要綱

（目的）

この実施要綱は、公募型プロポーザル方式による（仮称）広域火葬場整備火葬炉設備設計支援業務委託の優先交渉権者の選定手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

なお、本公募は、令和 7 年 9 月議会における補正予算の議決前の準備行為として実施するものであり、議会において補正予算案が否決された場合は、契約締結しないことがありますのであらかじめご了承ください。

（一般事項）

1 事業概要

（1）対象事業

（仮称）広域火葬場における火葬炉設備の設計支援業務及び火葬炉設備の整備（予定）

（2）事業場所

沖縄市字池原石城原3410番2 他2筆

（3）事業の予定

火葬炉設備設計支援業務 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 2 7 日まで

火葬炉設備整備工事 令和 8 年度～令和 9 年度（予定）

2 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

3 参加形態

単体による参加とする。

4 設計支援業務に関する上限額

5, 5 4 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額をふくむ）

※参考見積書の金額が、設定された上限額を超過した場合は失格とする。

5 スケジュール

内 容	日 程
① 公告	令和7年8月29日（金曜日）
② 質問締切	令和7年9月5日（金曜日）
③ 質問回答	令和7年9月9日（火曜日）
④ 参加表明書提出締切	令和7年9月12日（金曜日）
⑤ プレゼンテーション日時等の通知	令和7年9月17日（水曜日）
⑥ 技術提案書等提出締切	令和7年10月3日（金曜日）
⑦ プレゼンテーション、ヒアリング	令和7年10月10日（金曜日） 予定
⑧ 優先交渉権者の公表（市HP）	令和7年10月中旬予定

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に基づき、沖縄市が行う競争入札への参加を禁止されていない者
- （2）沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（改正 平成 30 年

6月13日 決裁)に基づく指名停止期間中ではない者

- (3) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等の経営不振の状態にない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 企業として火葬炉設備設置工事の実績を有する者
- (7) 建設業法に基づく建設業の種類「機械器具設置工事」について、特定建設業の許可を受けている者
- (8) 建設業法に基づく建設業の種類「機械器具設置工事」の主任技術者となれる資格を有する者を設計支援業務の管理技術者として配置できる者

7 手続等

(1) 窓口

沖縄市 市民部 環境課 環境政策係

所在地：〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

電話：098-939-1212（内線5071）

電子メール：a34kansei [アットマーク] city.okinawa.lg.jp

[アットマーク]を@に置き換えて下さい。

(2) 提出書類の作成

提出書類は沖縄市ホームページからダウンロードし入手すること。作成については、（仮称）広域火葬場整備火葬炉設備設計支援業務委託公募型プロポーザル提出書類等作成要領（以下「作成要領」という。）を参照すること。

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、以下のとおり参加表明書を提出すること。

① 提出期限及び提出方法

令和7年9月12日（金曜日）16時までに電子メールで提出すること。電子メールを送付した後、必ず受信確認をおこなうこと。

原本は、技術提案書と合わせて提出すること。

② 提出場所

沖縄市 市民部 環境課 環境政策係

③ 提出書類

参加表明書（様式1）

④ 提出部数

正本1部

⑤ その他

参加表明書の提出があった者に対し、技術提案に用いる整理番号やプレゼンテーション日時等を令和7年9月17日（水曜日）までに提案者へ通知する。

(4) 技術提案書等の提出

通知を受けた者は、以下により技術提案書及び関係資料を提出すること。また、提出書類に

は整理番号を記載すること。

① 提出期限

令和7年10月3日（金曜日）17時

② 提出場所

沖縄市 市民部 環境課 環境政策係

③ 提出書類

作成要領に記載された書類

④ 提出部数

1) 正本1部、副本（正本の写し）8部の合計9部

ただし、P4「8 選定方法（1）」の表において、評価者が事務局となっている項目に関する資料は、1部のみ提出すること。

2) 提出書類データ 1式（電子媒体は原則としてCD-Rとする）

※副本には会社名を記載しないこと。

※提出書類データについては、Word、Excel形式等、及びPDF形式とし、いずれの場合もテキスト等が抽出できること。収録内容はこの技術提案等のほか、参加表明書についても収録すること。

⑤ 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時から17時まで（正午から13時までの時間を除く）とする。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。いずれの場合も提出期限内に必着とし、これを過ぎた場合は失格とする。なお、持参による場合は事前連絡をいれ、沖縄市から指定された日時に持参すること。

(5) 注意事項

① 提出された参加表明書や技術提案書等については、訂正、変更及び資料の追加等は、沖縄市からの依頼又は合意のあったもの以外は一切認めない。

② 提出書類に不備があった場合や参加資格を満たさなくなった場合は、その後の審査は行わない。

(6) 質問等

① 質問は、質問書（様式8）による。

② 質問書は、令和7年9月5日（金曜日）17時までに提出すること。提出は、電子メール又は郵送とし、電話にて到達確認をおこなうこと。

③ 回答は、令和7年9月9日（火曜日）17時までに沖縄市ホームページに掲載する。

④ 審査に関する事項や他参加者の状況、その他技術提案の実施に必要ないと判断される質問は受け付けない。

8 選定方法

(1) 審査方法

審査は、市民部選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。なお、評価項目等は次のとおりとする。評価は、総合的かつ相対的に行い、優先交渉権者を選定する。

① 技術評価

	評価項目	配点	内訳	評価の視点	評価者
企業に関する項目	企業の実績等	10	2	・所在地 市内：2点、県内：1.5点、県外：1点	事務局
			2	・経営年数 30年以上：2点、20年以上：1.5点、 20年未満：1点	
			2	・資本金 3千万円以上：2点、1千万円以上：1.5点、 1千万円未満：1点	
			2	・H27年度からR6年度までの火葬炉設備納入実績件数 5件以上：2点、3件以上：1.5点、 3件未満：1点	
			2	・ガス燃料の実績有無 有り：2点、無し：1点	
管理技術者に関する項目	管理技術者の実績等	8	4	・火葬炉設備の設計又は工事に従事していた期間 10年以上：4点、5年以上：3点、 5年未満：2点 ※営業や事務に従事していた期間は除く	事務局
			4	・火葬炉設備工事について建設業法に基づく主任技術者または監理技術者として従事した実績件数 3件以上：4点、2件：3点、1件：2点 0件：1点	
体制に関する項目	設計支援体制	10	－	・沖縄市及び建築設計者との具体的な打合せ方法について	委員

	評価項目	配点	内訳	評価の視点	評価者
火葬炉設備に関する項目	火葬炉設備	10	－	・日常の火葬炉操作方法が容易であるか（自動・手動） ・大柄なご遺体に対してもデレッキ操作をせずご遺体の尊厳の確保に努めているか	委員
	火葬炉設備の安全対策及び非常時の対応	10	－	・災害・故障時について、炉の燃焼の安全停止、火葬炉制御システムのバックアップなど、具体的な提案がされているか ・故障時の実際の手順が容易か（燃焼炉の故障、排気装置の故障） ・トラブル時の技術者の派遣や交換部品の手配等の対策が十分か	委員
	運搬台車	8	－	・柩運搬台車の構造、操作性、美観 ・炉内台車運搬車の構造、操作性、美観 ・収骨時の安全性（高温対策など）	委員
維持管理に関する項目	メンテナンス・維持管理	10	－	・日常の火葬炉設備のメンテナンスの容易性 ・炉内台車の補修方法 ・各修繕に伴う火葬停止期間 ・長期維持管理費の試算方法が適正か ・火葬 1 件あたりの燃料消費量 ・火葬 1 件あたりの電気使用量	委員
その他に関する項目	技術提案	9	4	・建物側に関連するコスト縮減についての提案	委員
			2	・標準の施工期間 ・施工期間の短縮に関する提案	
			3	・炉裏の作業環境（高温）改善に対する提案	
	地域への波及効果	3	－	・沖縄市あるいは沖縄県の地域経済への具体的な効果（市内建設関連事業者、建設資材、その他）	委員

	評価項目	配点	内訳	評価の視点	評価者
	環境への配慮	3	－	・会社として環境負荷軽減に取り組んでいること。 ・工事施工時におこなえる環境負荷軽減方法	委員
	自由提案	4	－	・他の項目の提案内容にない他社より優れている技術 ・本件にかける思い	委員
	合計	85			

② 価格評価

	評価項目	配点	評価の視点	評価者
価格に関する項目	設計支援業務に係る見積額	15	・上限額以下であるか。 ・価格	事務局
	概算工事費参考見積額		・価格	事務局
	合計	15		

(2) プレゼンテーション、ヒアリングの実施

技術提案書等の提出者に対し、下記のとおりプレゼンテーション、ヒアリングを実施する。

① 実施日

令和7年10月10日（金曜日）（予定）

② 説明内容

技術提案書等に沿ったものとし、構成は提案者の自由とする。

③ ヒアリングの順番

整理番号の順に行う。

④ 出席者

出席者は、補助者（パソコン操作者等）を含めて3人以内とし、前日までに出席者報告書（様式9）を電子メールで提出すること。電子メールを送付した後、必ず受信確認をおこなうこと。

当日、出席者の確認を行うため、所属会社と氏名が確認できるものを準備すること。（名刺可）

⑤ 実施方法

詳細は別途通知する。（7（3）⑤参照）

(3) 失格事項

次の項目に該当した提案者は失格となる場合がある。

- ① 技術提案書等に虚偽の記載がある場合。
 - ② 技術提案書等の提出方法、提出先及び期限に適合していない場合。
 - ③ 特定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。特に、選定期間において選定委員に対して、本プロポーザルに関する営業活動と見なすことのできる行為等を行った場合。
 - ④ 定められた以外の方法で委員に連絡を求めた場合。
 - ⑤ その他、（仮称）広域火葬場整備火葬炉設備設計支援業務委託公募型プロポーザル実施要綱等に違反した場合。
- (4) 選定結果の通知及び公表
- 技術提案書等の提出者には、結果に関わらず通知する。なお、選定結果について質疑、異議は受け付けない。

9 その他

(1) 優先交渉権者との設計支援業務委託契約

優先交渉権者は、沖縄市が別途発注する（仮称）広域火葬場整備実施設計業務に対して設計支援を行うため、設計支援業務委託契約を沖縄市と締結し火葬炉設備に関する設計支援業務を行う。

(2) 3者間での設計協力協定

沖縄市、優先交渉権者及び建築設計者の3者は、設計協力協定を別途締結する。なお、協定内容は以下のとおりとする。

火葬炉設備工事に関する設計協力協定

「火葬炉設備工事」に関して沖縄市（以下「発注者」という。）、建築設計者および本設計支援業務受注者（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり設計協力協定を別途締結する。

（目的）

第1条 本協定は「火葬炉設備工事」において、発注者、建築設計者および優先交渉権者が協力して優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完成させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

（調整・協力）

第2条 本設計の実施に係る発注者、建築設計者および優先交渉権者間の調整は発注者が行う。

2 発注者が行う調整に対し、建築設計者および優先交渉権者は、真摯に対応し協力する。

（有効期限）

第3条 本協定は、優先交渉権者の業務委託契約の締結の日から発注者および建築設計者が締結している設計業務の委託契約の完了日まで有効とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項については、必要に応じ発注者、建築設計者および優先交渉権者が協議して定めるものとする。

(3) 優先交渉権者と火葬炉設備工事に係る基本協定を別途締結する。（別紙参照）

(4) 優先交渉権者との工事請負契約（予定）

- ① 工事請負費に係る予算の成立後を条件とし、工事内容の詳細について協議の上、見積書の提出を経て契約を締結する。
- ② 設計支援業務における協議において、技術提案書等より機能増がなければ工事請負契約を行う際の見積額は、技術提案書等に記載された火葬炉設備工事概算参考見積額を下回らなければならない。ただし、設計支援業務の委託期間に沖縄市からの変更指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会情勢の変化による見積額の変更については、別

途協議するものとする。

(5) 提出書類等の取扱等

- ① 提出書類は、返却しない。
- ② 提出書類は、選定以外の目的で無断使用しない。
- ③ 提出書類の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、沖縄市が必要と認める場合には、沖縄市は無償で使用できることとする。
- ④ 提出書類は、審査にあたり複製する場合がある。
- ⑤ 本プロポーザルのため、沖縄市から受領した資料は、沖縄市の承諾なく目的外使用や公表することはできない。
- ⑥ 実際の火葬炉設備工事は、選定された技術提案内容により縛られるものではない。
- ⑦ 提出書類は、審査の公平・公正を期するために、選定・非選定に関わらず、公表することがある。
- ⑧ 公告後に提出書類等に変更があった場合は、速やかに対象となる提案者に通知するものとする。

(6) 提出書類作成及び提出等の費用

提出書類の作成、提出に関わる費用、ヒアリング等に係る実費等の費用は全て提案者の負担とする。

(7) 事業計画等の変更及び中止

- ① 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、沖縄市は、事業の計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。
- ② 審査の過程において前項の事態に至った場合、参加者に対して沖縄市は、一切の責任を負わないものとする。

以上